

業務委託仕様書

第1 委託業務の名称

令和3年度結婚支援業務

第2 委託期間

令和3年6月1日（火）から令和4年3月31日（木）まで

第3 業務の趣旨及び目的

宮城県の令和元年における合計特殊出生率は1.23で全国第46位であり、平成14年から18年連続で全国値を下回るという、危機的な状況が続いている。

また、宮城県の令和元年における婚姻率（人口千対）は4.4と、7年連続で低下し、婚姻件数についても、7年連続で減少している。さらに、令和元年の県内の平均初婚年齢は、男性は31.0歳、女性は29.4歳となっており、未婚化や晩婚化の進行が少子化に歯止めがかからない要因の一つであると考えられる。

宮城県では、令和3年度から始まる「新・宮城の将来ビジョン」の新たな柱である「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」を推進するため、総合的な少子化対策の一層の充実を図ることとしており、その具体的な施策として、AIを活用したマッチングシステムの導入により婚活の利便性や効率性を高め、出会いの機会を拡大するなど、結婚支援業務の拡充を図る必要がある。

第4 業務内容

受注者は、結婚支援の取組を行う拠点として「みやぎ青年婚活サポートセンター（以下「センター」という。）」を設置し、結婚希望者を対象として次の業務を行う。

1 結婚相談及びマッチング支援業務

- (1) 専門相談員による結婚相談やカウンセリングを行うとともに、登録会員に対してパートナー紹介を行う。
- (2) マッチングシステム（AI（あるいはそれに類似する機能）を活用したインターネットによる結婚支援）の運用に係る事務に関する以下の業務を行うこと。
 - イ センター来所予約、システム退会等の手続きの案内、管理
 - ロ 会員登録に係る対面による本人確認及びカウンセリング
 - ハ 会員プロフィール等の内容確認、修正依頼等の業務
 - ニ 必要に応じた会員の活動に対する助言、結婚相談
 - ホ 登録会員募集に係る広報活動
 - ヘ その他、システム稼働に必要な業務

なお、(1)及び(2)について、センターへの登録に際し、登録料を徴収することを妨げない。ただし、登録料の設定に際しては、事前に発注者に協議すること。

また、会員登録にあたっては、会員になろうとする者の氏名、年齢、職業、年収、未婚であること等について、受注者・会員間で問題が生じないように、十分に確認すること。

2 移動結婚相談及び会員登録会

- (1) 市町村等の関係機関と連携・協力しながら、専門相談員は県内各市町村で出張結婚相談及び会員登録会を行う。
- (2) 相談会は、月1回程度実施すること。
- (3) 会員登録会の実施にあたり、登録業務に必要となるタブレット端末及び通信機器等を調達すること。

3 婚活イベント業務

- (1) 結婚を希望する独身の男女の出会いの機会づくりを目的とした交流イベントを実施する。
- (2) イベントは、年10回程度実施すること。
- (3) セミナー等を併催し、結婚にとどまらず、その後のライフデザインの形成に寄与する内容とすること。
- (4) イベント実施時には、アンケートを実施するなど参加者の意見を聴取し、実施内容の参考とすること。

4 みやぎ結婚支援ポータルサイト「み・ち・び・き みやぎ」の運営管理

(1) 運営管理

イ 受注者は結婚支援情報及び県内の市町村や各団体等の婚活イベント情報を体系的に紹介する、みやぎ結婚支援ポータルサイト「み・ち・び・き みやぎ」（以下「ポータルサイト」という。）の運営管理に係る一切の業務を行うこと。

ロ サイトに掲載するイベントは、別に定める「みやぎ結婚支援ポータルサイト掲載実施要領」に基づくものに限る。また、受注者はサイトの構成や内容を変更する場合には、発注者と協議して決めること。

ハ ポータルサイトの運営管理に当たっては、ソフトウェアを最新版に保ち、あわせてセキュリティ対策を実施すること。

ニ アクセスログを管理し、アクセス解析を実施すること。また、アクセス解析の結果を考慮し、アクセス数向上に向けた手法を採用すること。

ホ 操作性の向上、サイトの改善のための更新を必要に応じて行い、スマートフォンやタブレット等各種端末に最適化したページを維持すること。

ヘ 委託期間終了後も、ポータルサイトを継続して運用できるよう、汎用性の高いプログラムを構築すること。

ト 上記ロについてサイトの構成や内容を変更した場合は、その内容についての報告書を作成し発注者に提出すること。

チ 委託期間終了後は、ポータルサイトのデータを発注者に引き渡すこと。

(2) その他

イ 本業務により新たに作成された成果品は、発注者に帰属する。

ロ サイトに掲載されたイベントで起きたトラブル等に対する発注者の免責事項をポータルサイトに明記すること。

第5 業務計画

受注者は、委託契約締結後、速やかに業務実施計画書を作成し、業務開始前に発注者に届け出ること。

なお、業務実施計画書は業務ごとに次の要件を具備し、成果目標を記載すること。

- 1 結婚相談及びマッチング支援業務
会員登録数、相談件数及びマッチング支援によるお見合い件数の目標値を記載すること。
- 2 移動結婚相談会
(1) 開催予定日、開催予定場所及び開催予定内容について記載すること。
(2) 参加後に、センターへ登録する者の割合の目標値を記載すること。
- 3 婚活イベント業務
(1) 開催予定日、開催予定場所及び開催予定内容について記載すること。
(2) 交流イベントの参加人数及びカップル成立数の目標値を記載すること。

第6 業務実施に当たっての注意事項

- 1 各業務の周知
各業務の参加対象となる個人に対して、開催について十分に周知すること。
- 2 各業務の開催日時等
各業務の参加対象となる個人が参加しやすいように、その開催日時及び場所について考慮すること。

第7 実績報告

業務終了後は次の項目を具備した業務完了届を速やかに提出し、発注者の検査を受けること。

なお、実施状況については別紙様式により毎月初旬までに定期的に報告すること。

- 1 結婚相談及びマッチング支援業務
会員登録数、会員からの結婚相談件数及び非会員からの結婚相談件数を記載すること。
- 2 移動結婚相談会
相談会の開催場所、開催日、開催内容、参加人数を記載すること。
- 3 婚活イベント業務
イベントの開催場所、開催日、開催内容、参加人数及びカップル成立数を記載すること。
- 4 みやぎ結婚支援ポータルサイト「み・ち・び・き みやぎ」の運営管理
契約期間における総アクセス数を報告すること。

第8 書類の保管

本業務の書類等は業務終了後5年間保存すること。

第9 個人情報保護

業務に従事する者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託期間が満了し、若しくは契約を解除され、又はその職務を退いた後においても同様とする。

第10 その他

- 1 受注者は、委託業務に要する費用を他の業務に要する費用と区別し経理するものとする。あわせて、委託業務における人件費や会場費等について、システム運用に係る

費用をその他の業務に係る費用と区別し経理すること。

- 2 受注者は、財務規則第113条に基づき、契約書の提出までに、その契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、同規則第114条に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

みやぎ結婚支援ポータルサイト掲載実施要領

(目的)

第1 この要領は、県が一般財団法人宮城県青年会館に委託して設置する、みやぎ青年婚活サポートセンター（以下「センター」という。）の業務の一環として、市町村や団体等が行う結婚を希望する男女向けの婚活イベント（以下「イベント」という。）に関する情報を「みやぎ結婚支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象)

第2 この要領によりポータルサイトの掲載の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 市町村

(2) イベントを企画・運営する団体等であって、県が登録を認めたもの。

(登録の申請)

第3 第2第2号の登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、イベント掲載団体登録申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添付し、県に申請しなければならない。

(登録の審査)

第4 県は、第3の申請があったときは、以下の基準により審査をするものとする。

(1) 過去に十分なイベント開催の実績を有する等、本登録後もイベントを完遂できる能力を有している団体であること。

(2) 宗教活動を及び政治活動を主たる目的としない団体であること。

(3) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第3号に規定する暴力団員に該当しない団体であること。また、暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。

(登録の決定)

第5 県は、第4の審査結果をイベント掲載団体登録決定（却下）通知書（様式第3号）により登録希望者に通知するものとする。

(掲載の申請)

第6 ポータルサイトにイベント情報の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、イベント掲載申請書（様式第4号）により、県に申請しなければならない。

(掲載の審査)

第7 県は、第6の申請があったときは、以下の基準により審査をするものとする。

(1) 出会いを希望する独身の男女に出会いの場を提供することを目的とし、原則として不特定多数の男女を対象とした内容であること。

(2) イベントを十分に実施できるための施設、設備等の環境の確保と会場設営上

の必要な配慮がなされている内容であること。

(3) 宗教的又は政治的な目的を有しない内容であること。

(4) 法令及び公序良俗に反しない内容であること。

(5) 暴力行為、迷惑行為その他社会通念上非難を受ける行為を伴う恐れがないイベントであること。

(掲載の決定)

第8 県は、第7の審査結果をイベント掲載決定(却下)通知書(様式第5号)により掲載希望者に通知するとともに、掲載を適当と認めた場合は、当該イベント情報をポータルサイトに掲載するものとする。

(掲載内容の変更等)

第9 第8の規定による決定を受けた者(以下「イベント掲載者」という。)は、掲載内容を変更するときは、イベント掲載内容変更届出書(様式第6号)により、県に届け出てその指示を受けなければならない。

2 県は、次のいずれかに該当すると認められるときは、第8の規定による決定を取り消すとともに、当該イベント情報をポータルサイトから削除するものとする。

(1) この要領の規定に反する行為があったと認められるとき。

(2) 社会的信用を損なう恐れがあるなど不適切な行為があったと認められるとき。

(実績報告)

第10 イベント掲載者は、イベントが終了したときは、速やかにイベント実績報告書(様式第7号)により、県に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第11 イベント掲載者は、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならない。

2 イベント掲載者は、個人情報の取扱いについて苦情があったときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

(イベント掲載者の責務)

第12 イベント掲載者は、当該イベントについて苦情があったときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

(事故等に関する免責)

第13 県及びセンターは、ポータルサイトに掲載したイベントに起因して発生した事故等による損害については、その責任を負わないものとする。

附 則

この要領は、平成29年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月21日から施行する。